

# 「武家故実」にみる服制論

鈴木直恵\*

## A Study on Regulation of Costume in “BUKE KOJITSU”

Naoe Suzuki

### はじめに

本研究で取りあげる「武家故実」は、武力で政権を掌握した武家社会が、公家文化における有職等を手引きとして独自に発展完成させていった生活諸般にわたるしきたりの総称である。

鎌倉時代全体を通じて、鶴岡八幡宮の大小の祭礼に行なわれる弓馬の競技以外は、すべて公家社会を模倣した行事がとり行なわれていたといつてよい。鎌倉幕府当初は、公家社会を徹底して排除していたのであるが、三代将軍実朝の時代になると、東国武士として戦うことを最重視する文化様式しか持ちえなかった彼等は、永い歴史をほこる雅びな公家文化への憧憬を深めていった。年中行事等を採用するなど、広く公家の生活文化を模倣し、また諸家に伝わる故実を再編整理するようになる。京下りの公家達が、それらの作業に携ったようである。

室町時代には、足利氏が政権の基盤を京都に置き、身分や地位の序列をはっきりと秩序づけた。そこで、将軍や武家衆は、彼等の地位に応じた日常茶飯の礼儀作法を学ぶ必要にせまられるようになり、伊勢氏などが中心となって、衣食住等に関する故実が体系づけられた。

本研究では、「武家故実」のなかに書かれているものの中で、特に衣服に関して取り扱う。

鎌倉時代に入ると、それまでの格式ばった公

家社会の装束から、彼等の日常服である狩衣や直垂を正装とする武家服飾が台頭する。衣服は、その社会を支配する階級の社会的性格を反映するものであり、武力の優劣によって存亡が決せられる武士階級は、すでに公家とは一線を画した独自の衣服文化を形成し、そのまま保持する傾向が強かったと思われる。「武家故実」の中に、公家文化が多く取り入れられているにもかかわらず、衣服に限って見れば、公家装束をそのまま無批判に採用するという傾向は弱かったようである。このように公家社会に対する反目と憧憬がないまぜとなった武家たちの矛盾した傾向は、衣服を含む武家文化全般における公家文化の影響の不均等をうみ出す結果につながった。

彼等独自の衣服文化に、公家の衣服文化をどのように摂取しようとしたのか、または、どの程度の一線を画しようとしたのか、さらには、公家達がどの程度積極的に武家社会にとけ込もうとしていたのか、などをあきらかにすることによって、武家服装の全体像が一層明確なものとなりうる訳である。

本研究は、以上の観点から、「武家故実」を手がかりとして、室町時代を中心とした武家の服装を明らかにしようとするものである。

### 1. 室町時代に先行する武家社会の様相

鎌倉幕府初代将軍頼朝は、幕府を鎌倉に移

\* 本学助手 意匠学 服装デザイン

し、武勇と質実剛健の精神を尊び、すべての行事や調度などの質素儉約を重んじた。この事実を証明するのに最適な事件が、元暦元年(1184)十一月廿一日<sup>1)</sup>におこった。筑後守俊兼が、豪華な色目重ねされた小袖を着用してあらわれたのを頼朝が見て、その小袖の妻を切って儉約を諭したという事件は、有名な話である。頼朝は、平氏一族が公家文化の華美におぼれ、自らの武力権力たる本質を見失い没落していった事情を熟知していた。従って京の影響が及ぶ事を極度にきらった。弟義経を追放したのも、義経が京との関係を持ち、位を与えられたからであると言われる。一度位を与えられた者が出ると、東国武士達の中に、立身出世を願い公家社会に吸収される者が多く現れる危険は明らかである。平氏没落の反省に立つ頼朝は、服装においても雅びな公家服装をつとめて排除し、武家独自の質素な衣服文化を保持しようとした。

しかし、三代将軍実朝の時代になると、早くも公家・武家間の婚姻が始まり、又、『貞永式目』<sup>2)</sup>では、公・武の婚姻に関する規定がもうけられた。また、実朝は、公家文化への憧れが非常に強く、詩歌や蹴鞠に興じるべく、京からその道に通じた公達を呼びよせるなどした。その影響などにより、多くの下臣達が公家化の傾向を強めて行った。その後、政治上も公家を征夷大將軍に迎えるなど、武力では一旦優位に立った幕府も、公家に敵対する政策よりは、相互の利害を調整する政策に利益を見出すようになる。基本的には、この公家・武家両階級の妥協にもとづく利害の一致こそが、二条河原の落首に、「京鎌倉こきまぜて」とうたわれたように、両文化の混淆をもたらす背景であった。

実朝の殺害以降、独裁的地位を得た執権北条氏は、承久の乱ののち京方に味方した者の所領をとり上げ御家人に与えるなどし、武家政権の優位を確立せしめた。その後、朝廷の監視をつよめ、土地制度や合議制度を確立し、法的整備をすすめるなど北条氏を頂点とする武家政権は興隆をきわめた。この勢いは、文永・弘安の役までつづくが、この両役の後も、人々はそれま

での北条執権政治の不動の勢いを信じつづけている。『太平記』<sup>3)</sup>巻一に、

また永仁元年より、鎮西に一人の探題を下し、九州の成敗を司らしめ、異賊襲来の守りを固うす。されば一天下あまねくかの下知に従はずという所もなく、四海の外もひとしくその権勢に服せずといふ者は無かりけり。中略。この故に、朝廷は年々に衰へ、武家は日々盛んなり。

とある。確かに、朝廷の衰えは覆うべくもなく、没落公家が公家文化を武家達に切り売りしながら生きのびようとする現象があらわれる。一方、盛んなる武家も、その主人公が交替する時代へと向っていた。この両役で、幕府はなんら具体的戦果も得られず、勲功賞として土地を充分与えることすらできず、御家人の経済的窮迫は激しくなり、幕府崩壊―建武中興への途がひらかれていったのである。

延喜・天曆の治を目標とし、天皇親政・公家一統の政治の確立をめざす建武の新政は、後醍醐天皇を取りまく公家達が利益を独占し、新政に貢献した武士や悪党(新興勢力)の不満が強まった。そもそも幕府打倒の力は、公家・武士・悪党などの連合勢力であり、次に来る政権は、公武二重の矛盾を余儀なくされていたが、後醍醐天皇は、これを朝廷政権のもとにまとめようとした。この矛盾を背景に、諸国の武士の蜂起を促して新政に叛旗を翻した足利尊氏が、再び武家政治の途をひらくことになる。

## 2. 「武家故実」にみられる服制

室町時代に入ると、武家社会は一層定着の度を深め、それにならうかのごとく、公家みずからによる武家化の傾向が、強まっていく。『太平記』<sup>4)</sup>巻二十一に、

されば納言、宰相ななど、略次に行き会ひたるを見て、声を学び指をさして、軽慢しけるあひだ、公家の人々、いつしか言ひも習はぬ坂東声をつかひ、着もなれぬ折烏帽子に額を顕して、武家の人に紛れんとしけれども、

立ち振舞へる体、さすがになまめいて、額つきの跡以っての外にさがりたれば、公家にも付かず、武家にも似ず、ただ都鄙に歩みを失ひし人の如し。

と皮肉られており、公家の武家化の様子がうかがわれる。また、この時期、多くの公家は経済的にも困窮をきわめ、路頭に迷う者も多く出現した。『親長卿記』<sup>5)</sup>長享元年（1487）十一月九日、和歌月次御會に、

九日晴。自旅店歸宿所、参内直衣、和歌月次御會也、一昨日御會延引、其體學者参仕人々、近衛前関白直衣、前左府衣冠、左大臣長祿之詞、今日冬禮

之中之、仍奏聞、近年人々依不具、或冬用夏袍、夏用冬袍、為内々事之詞、雖為夏袍不可空、可参之出、可仰云々、謂卿云々、下略

とされ、夏に冬の衣裳を用いたり、冬には夏の衣裳を用いたり、衣裳にもことかく困窮ぶりがうかがわれる。公家のこの困窮が武家化を促したのであろう。

一方、足利氏内部の争いなどを契機に、守護大名の地方分権ができあがり、権力掌握、定着化に伴い彼らはその特質たる質実簡素を忘れ、豪奢華美に流れる傾向が強まっていった。その代表的な例として、南北朝の動乱期に異彩を放った守護大名佐々木道誉をあげることができる。道誉は、日頃から派手な生活を行い、その立居振舞を豪奢に仕立てていた。東山の小鷹狩りの帰路、家来に妙法院の紅葉を折らせて興じていたおり、坊官から、「御所中の紅葉を折るのはだれた。」と詰問されるや、「カタハライタン」と嘲笑し、さらに大きな枝を折らせる始末であった。山法師達に力づくで追いたてられた報復として、妙法院に焼打ちをかけ、その結果、妙法院の訴えにより流刑に処せられることになる<sup>6)</sup>。

これを単に、性来の粗暴さによるエピソードと考えるわけにはいかない。彼の行状や装束は、過度な演技性や装飾性に満ちており、その過剰性の徹底追求の姿勢は、「婆佐羅」を連想させる。道誉の場合、その放逸が極度な強さを示したのであるが、他の多くの武士達にもみられると考えるべきである。

足利尊氏が定めた『建武式目』<sup>7)</sup>に

一 可被行儉約事。

近日号<sub>二</sub>婆佐羅<sub>一</sub>。専好<sub>二</sub>過差<sub>一</sub>。綾羅綿繡。精好銀剣。風流服飾。無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>驚<sub>レ</sub>目。頗可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>物狂<sub>一</sub>歟。

とされ、婆佐羅と称して、豪華絢爛たる衣服を着用していたことがうかがえる。衣服においても、従来の規定を打ち破り、斬新さを獲得しようとするこの時代の武家精神の強い表れと思われる。その精神は、室町中期以降に書かれた「武家故実」の中にも受け継がれている。『宗五大艸紙』<sup>8)</sup>に

一 ほっけんつむぎの小袖。紋の付たるは苦しからず。紋の付候はぬは。殿中又きとしたる時は。俗人はしかるべからず。下略。

また、『奉公覚悟之事』<sup>9)</sup>には、

一 北絹紬の事。紋つきたるは上へも参候也。

としている。北絹紬つまり唐物を着用する時は紋を付けて、唐物であることを外見上判断されないようにすることを条件に、着用を許していた訳である。唐物は、『建武式目条々』<sup>10)</sup>建武三年（1336）十一月七日條に

一 殿中付内外可<sub>レ</sub>被返<sub>二</sub>諸方進物<sub>一</sub>事。上之所<sub>レ</sub>好上之所<sub>レ</sub>好下必<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>之。丈可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>清廉之化<sub>一</sub>。次唐物已下珍奇。殊不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>賞翫之儀<sub>一</sub>者也。

として、唐物を珍重してはいけないとされている。このように唐物使用を抑制する一方で、日元貿易は、増々盛んになっていった。その後、義満の時代（1411年～1432年）に、一時断絶し、永享4年（1432）に再び国交を回復した。従って、先の『宗五大艸紙』や『奉公覚悟之事』が書かれた室町中期には、唐物が多くわが国に輸入されていたと思われる。が、この頃でも、依然唐物使用は幕府により制限されており<sup>11)</sup>、この制限されている物をあえて用いようとするところに、武士の婆佐羅の精神が作用しているのではないだろうか。山口昌男氏によれば、『『バサラ』はまさに演劇性と犯罪性の接点に成り立つような行為の謂い』<sup>12)</sup>とされ、日常生活

の慎しみを侵犯する放逸の中に求められている。

このような武家達の奔放な精神の表れは、社会的背景を持ったものと考えられ、「武家故実」における他の服装描写にも散見される。『宗五大艸紙』<sup>13)</sup>に、

- 一 人の衣装は。中略。遠江茜は年寄もくるしからず候。但俗人はかのか結たるしかるべし。

とし、また、『諸大名出仕記』<sup>14)</sup>に、

- 一 茜の小袖の事ははきつと参会の時は可有如何候哉心やすき方は常に着仕候はも無紋の類にて候間依所着候ましき事にて候。

とある。茜をそのまま着用することができない理由は、『宗五大艸紙』<sup>15)</sup>に明記されている。すなわち、

- 一 公方様御服と申は。織物織白きあや。又は綾つむぎを。地を色々に染御紋紫などに付候。其外加賀梅染。又しいなつむぎ。遠江茜などにて候。下略

とされているように、もともとは公方様＝将軍が着用する衣服であった。従って俗人つまり将軍以下の武士達は、茜に鹿子を結んで着用したのである。が、しだいに、鹿子を結ばずに着用するようになっていった。彼等の最高位に立つ将軍が着用していた衣服を、なんとか手を施すことによって自分達も着用しようとするその態度は、婆佐羅の精神が織りなす、服装における下剋上の表れと言えないだろうか。伝統の墨守の上に、安定を築こうとした公家にくらべ、固定した現実を情熱的に打破しようとするこの時代特有の武士達の精神が服装の上にも強く反映したとみることができる。

それに反するように、特に公儀の上では、きびしい規定がみられる。『河村誓真聞書』<sup>16)</sup><sup>17)</sup>に、

- 一 装束の事。中略。無紋の小袖狼籍なり。下略。
- 一 ゑほし上下の時。かりそめにも無紋の小袖不可然候。下略。

とし、また、『宗五大艸紙』<sup>18)</sup><sup>19)</sup>では、同様に、

- 一 人の衣装は。中略。惣じて無紋の小袖は殿中へは着候はず候。
- 一 惣じて俗人はゑほしなどの時。殊に無紋の小袖きべからず。下略。

としている。殿中へ参代する時や烏帽子着用つまり正装の時は、無紋はかたく禁じられていた訳である。下剋上の世相であっても、否むしろかかる世情であるからこそ、逆に礼節をわきまえさせようとする姿勢がうかがえる。

白小袖についても同様の規定が設けられている。『貞順豹文書』<sup>20)</sup>に、

- 一 白き小袖のえり袖計にあいの花にて紋をちいさく書て着候。是は白小袖にてはなきの由にて着する人も候。是もおもてむきへは出さる儀にて候。私にての事に候。

また、『諸大名出仕記』<sup>21)</sup>には、

- 一 白小袖は花族にて候。自然にはかに人中へ着候時は。あお花にても。又は墨にても。ちいさく紋を付候て着候。是故實にて候。但貴人御前へかやうにして着し候事ハなく候。白小袖を着候時俄に人前へ罷出候時の事也。

としている。元来、白小袖は装束の下に着用する下着であった。それが表着化したのであるが、紋も染もほどこされていない白小袖は、下着のイメージを強く想起させる。従って、そのような白小袖に、下着のイメージを掻き消すべく小さな紋を付けたとしても、やはり自分よりも身分の高い人の前に着て出することは、失礼であるとの判断であろう。

以上のように、古い秩序を破って、新しい秩序をつくり出そうとする婆佐羅に代表される下剋上の精神や、秩序がだんだん乱れてくる世ではあるが、自分より高位の人に対して礼節を守ろうと律する精神とが混淆する中で表れたのが、「武家故実」が書かれた室町中期以降の服装であった。

それでは、年中行事と関連して着用された衣服はどうであったろうか。

さらに、年中行事と関連して着用された衣服には、それらの精神がどのように作用していたのであろうか。

先にも述べたが、鎌倉時代において、武家は、発達の極に達していた公家の年中行事を採り入れた。それは、年中行事等に参加させることによって、武芸のみならず、武家社会における己の役割を自覚させ、幕府の構成員としての連帯感をもたせる一方、地方武士への権威付けとして利用するためでもあった。

しかるに、室町時代に入り、公家が大きく没落する中で、憧憬の心から公家文化を模倣受容するのではなく、室町幕府を構成し、自らの地方権力を維持する課題を担った武士達の主体的な儀礼として整えられるようになった。従って、年中行事と関連してどのような服装が使用されていたのかを、「武家故実」を通して考察すれば、武士達が、どのような服装を主体的に選びとったのか把握できるのではないだろうか。その例として、『宗五大艸紙』<sup>22)</sup>に、

- 一 衣装のかはり候時節の事。中略。又十月亥子には。男女ともに紫の色の小袖を用候。是は殿中にての事也。但京中大畧此分に候。下略。

とし、同様の趣旨が、『河村誓真聞書』<sup>23)</sup>や『奉公覚悟之事』<sup>24)</sup>等に散見される。十月亥子に限らず、年中行事の時に衣裳をあらためる風習は、公家社会独自のものであった。注意したいのは、その風習そのものでなく、衣服の採用の仕方である。十月亥子に立ち返ると、公家社会において当色であった紫をしいて武家社会でも採用している。これは、権力の失墜した公家社会の服装を意図的に使用し、武家が公家とその優位性を見せつける一種の権力の誇示方法であったとは考えられないであろうか。

この権力を誇る彼等の精神は、衣服の着用者の年齢と色との関係にも読みとることができ。ここでは、その代表的な色「紅梅」<sup>25)</sup>を一つの例に取り上げることとする。『伊勢備後守貞明覚悟記』<sup>26)</sup>に、

- 一 しやうそくの事。中略。ぬめのこうはい

の事。女房衆とし廿五の五月五日迄めし候。又おとこは十五のとしまして被着候。

とし、『簾中奮記』<sup>27)28)</sup>では、

- 一 紅梅のたぐひは。廿八の御としの五月五日までめし候。そうじて霜月の一日より。五月五日のあしたとくまで。めし候が本にて候。下略。
- 一 綾を白きをめし候人は。時々きのもんをめし候。うす紅梅。しろ紅などにそめられ候へば。もんは何にてもくるしからず候。廿八より後は紅梅のたぐひには。そめてはめし候まじく候。紫のならではなり候まじく候。

としている。また、宮仕えの人に対しては、『奉公覚悟之事』<sup>29)</sup>に、

- 一 装束のこと。中略。又こうばいの事。宮づかひの女房衆は。公武共に廿五才の五月五日午の時まで可被着と也。下略。

また男に関しては、『河村誓真聞書』<sup>30)</sup>に、

- 一 いしやうの事。中略。男ハ十五歳迄着候。それも年よりもせいたけにより斟酌有へし。下略。

とし、同様の趣旨が、『伊勢備後守貞明覚悟記』<sup>31)</sup>にみられる。

また、白色抜染や半抜染の紅梅について、『簾中奮記』<sup>31)</sup>に、

- 一 紅梅のぬきしろ。両方ひとつまぜは。廿八までめし候。

としている。つまり、男は一応元服の14、5歳まで紅梅を着用できるとされるが、それも厳密に年齢によるのではなく、むしろ外見上の問題であった。女は、だいたい21歳から28歳位で、それ以上の年齢の人は着用してはいけないとしている。これは、『奉公覚悟之事』<sup>32)</sup>に、

- 一 装束之事若き人。年よりくすみたるは苦しからず候。若々しきは且は狙籍のよし候。下略。

とし、同様に、『伊勢備後守貞明覚悟記』<sup>33)</sup>にみられ、『河村誓真聞書』<sup>34)</sup>には、

- 一 装束の事。若き人も。年のほとよりくすみたるハよきと申候。わかわか敷ハ田舎

人しく候。下略。

とされ、実際の年齢よりもふけて見える方が良くとされている。これは、経験の豊かさを印象付け、相手に説得力を示そうとする権威の誇示と言えよう。

## お わ り に

今回の研究の発端は、従来少しずつまとめてきた室町期の「武家故実」に関する諸文献の中から、特に衣服についてまとめてみようというものであった。論及を進めるにつれて、少しずつ方法論的な問題と時代認識の問題とに直面せざるをえなかった。

「武家故実」を通じて当時の服制を探る方法は、当該「故実」が、どの有力者によって、如何なる事情と目的の下で書かれたのかという問題を広く時代に照らして考える必要がある。この事は直ちに、室町時代が、日本史上如何なる特質を持つ時代であったのか、その中で「武家故実」が狙った役割は何かという広汎な問題を提示する。

そもそも、未だ余力を残しつつ崩壊した鎌倉幕府以降、古代以来の天皇制最大の危機を自覚した後醍醐天皇による専制的王権の出現、南北朝の動乱の中での朝廷の「聖」なる権威の大失墜、その間の新興勢力の台頭などは、風俗史上も服装史上も一大変動期であった。この事について、網野氏は<sup>35)</sup>、「この時期、悪党たちの横行娑婆羅な風の流行など『非人』の衣裳の噴出の中で、鎌倉期まで、公家・武家・寺家が懸命に維持しようとしていた服装の禁忌は、完全に崩れ去った。」と述べている。

この頃の社会的勢力を考えてみると、没落を深める公家社会の危機意識、動乱の中で自治意識に目ざめつつある「悪党」「非人」達の奔放、勝ち誇る守護大名らの奢侈と放逸、貨幣経済の浸透に伴う庶民達の中での打算の風潮、かかる権力の多元化傾向の中で、新たな権威による統合に苦しむ室町幕府等の確執の図が浮びあがる。おそらく、鎌倉末から室町中期に到る時期

は、その後の日本近世史全体を規定したとも言える一大画期であったと言えよう。

ところで、多くの「武家故実」は、室町中期以降に書かれたものである。従って、先行する時代の影響を考えず、これらの文言のみで論及することは大きな限界をもつと思われる。具体的な一例で言えば、「故実」には、その性質上禁忌の規定がもり込まれるが、この禁忌の内容は、「悪党」「非人」や商工業者たちの禁忌を破る動向との関係で出されているに相違ない。本文で論及した『建武式目』に言う「婆佐羅」にしても、これを有力守護大名達の奢侈と放逸、つまり、小権力者の派手さ一般として把えるならば、大きな誤りをおかすことになりかねない。「婆佐羅」とは、従来の固定した現状を打破しようとした「非人」「悪党」らのエネルギーに起源を持つものと推定され、これらが有力守護の過剰な装飾性、演劇性へと流れ出したり、茶・花・能などの源流となったり、「かぶき者」に通じていったりする、大きな精神的潮流であったと考えられる。しかも室町中期以降は、娑婆羅の全盛は過ぎ、こうした人々は「異類異形」として差別される空気が強まっていったと言われている<sup>36)</sup>。

従って、上記『建武式目』中の文言も、時代に即して読み返されるべきものであることがわかる。このような反省から、「武家故実」そのものを時代背景との関係で読み直す作業の必要が痛感されたわけである。今回、第1章において、やや通説的なものであったが、室町に先行する時代を検討したのも、以上の観点に立ってのことである。

今後、絵巻物等の多様な資料の検討を通じて、「武家故実」の読み直しを進めていきたいと思う。

最後に、本研究を進めるにあたり御助言を頂きました本学遠藤武教授、下地一丸教授に深く感謝致します。

## 注

1) 日本古典全集刊行會 日本古典全集第一回吾妻

鏡 元暦元年十一月廿一日條

丙午。今朝。武衛有<sub>レ</sub>御要<sub>ニ</sub>。召<sub>ニ</sub>筑後權守俊兼<sub>一</sub>。俊兼。參<sub>ニ</sub>進御前<sub>一</sub>。而本自為<sub>レ</sub>事<sub>ニ</sub>花見<sub>一</sub>者也。只今殊刷<sub>ニ</sub>行粧<sub>一</sub>。著<sub>ニ</sub>小袖十餘領<sub>一</sub>。其袖妻重<sub>ニ</sub>色色<sub>一</sub>。武衛覽<sub>レ</sub>之。召<sub>ニ</sub>俊兼之刀<sub>一</sub>。即進<sub>レ</sub>之。自取<sub>ニ</sub>彼刀<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>切<sub>ニ</sub>俊兼之小袖妻<sub>一</sub>給後。下略。p. 143

- 2) 經濟雜誌社翻刻 群書類從第15輯武家部卷第400御成敗式目

一 関東御家人以<sub>ニ</sub>月卿雲客<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>禪君<sub>一</sub>。依讓<sub>ニ</sub>所領<sub>一</sub>公事足減少事。

右於<sub>ニ</sub>所領<sub>一</sub>者讓<sub>ニ</sub>彼女子<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>各別<sub>一</sub>。至<sub>ニ</sub>公事<sub>一</sub>者隨<sub>ニ</sub>其分限<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>省宛<sub>一</sub>也。親父存<sub>ニ</sub>繼成<sub>一</sub>優怨之儀。雖<sub>レ</sub>不<sub>ニ</sub>宛課<sub>一</sub>。逝去後者犬可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>催勤<sub>一</sub>。若募<sub>ニ</sub>權威<sub>一</sub>不<sub>ニ</sub>勤仕<sub>一</sub>者。永可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>辭<sub>一</sub>退任所領<sub>一</sub>歟。凡雖<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>関東祇候之女房<sub>一</sub>。敢<sub>ニ</sub>作<sub>一</sub>聊。勿<sub>レ</sub>泥<sub>ニ</sub>殿中平均之公事<sub>一</sub>。此上猶於<sub>ニ</sub>令<sub>一</sub>難<sub>ニ</sub>澁<sub>一</sub>者不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>行所領<sub>一</sub>矣。p. 6

- 3) 新潮日本古典集成 太平記卷第一 p. 18 新潮社 1977年

- 4) 同上書 卷21 p. 378

- 5) 増補史料大成刊行会編 増補史料大成 親長卿記3 p. 13 臨川書店 1965年

- 6) 新潮日本古典集成 太平記卷第21 新潮社 1977年

佐渡判官人流刑の事

この頃、ことに時をえて榮耀人の目を驚かしける、佐々木佐渡判官人道譽が一族、若党ども、例のばさらに風流を尽して、西岡、東山の小鷹狩りして帰りけるが、下略 p. 379

- 7) 經濟雜誌社翻刻 群書類從15輯武家部卷第401 建武式目 p. 33 1894年

- 8) 同上書 卷第413 宗五大艸紙 p. 627

条々聞書貞丈抄に、「比書は、伊勢下総守貞頼入道宗五の作也。」とある。伊勢流故実書。成立は大永8年(1528)正月。

- 9) 同上書 卷第411 奏公覚悟之事 p. 502 作者未詳。武家奉公者と主人の關係について記した故実書。

- 10) 同上書 卷第401 建武式目 p. 35

- 11) 同上書 卷第410 御供故實

一 北絹の事尋申し候得ば。惣別唐物御禁制の事候間。北絹も召候まじく候。然共當代をしまぎらかし候て召候方候。是は紋を付て染た

る上の事にて候。式々の時。又御前様へは召候まじく候。御祝の時も同前。北絹つむぎ御服参候。p. 447

- 12) 山■昌男著 歴史・祝祭・神話 中央公論社 p. 62 1978年

- 13) 經濟雜誌社翻刻 群書類從15輯武家部卷第413 宗五大艸紙 p. 626

- 14) 近藤瓶城編 改定史籍集覽第17冊雜類第284 諸大名出仕記 p. 196

作者未詳。諸大名が幕府に出仕する時の礼式を述べた故実書。

- 15) 經濟雜誌社翻刻 群書類從15輯武家部卷第413 宗五大艸紙 p. 627

- 16) 統群書類從完成会編 統群書類從第14輯下巻第691 河村誓真聞書

奥書に「右一冊者 伊勢守貞考之家臣河村権之助正秀入道誓真之所<sub>レ</sub>記也。誓真者天文永禄年中之人也」とある。従って、河村誓真が伊勢貞考の説を聞書した故実書

- 17) 同上書 p. 162

- 18) 經濟雜誌社翻刻 群書類從15輯武家部卷第413 宗五大艸紙 p. 626

- 19) 同上書 p. 627

- 20) 同上書 卷第687 貞順豹文書 p. 33

伊勢六郎左衛門尉貞順記 天文年間に成立伊勢流故実書

- 21) 近藤瓶城編 改定史籍集覽第17冊雜類第284 諸大名出仕記 p. 284

- 22) 經濟雜誌社翻刻 群書類從15輯武家部卷第413 宗五大艸紙 p. 626

- 23) 統群書類從完成会編 統群書類從第14輯下巻第691 河村誓真聞書

一 いしやうの事。

上略。又十月亥子にハ。男女共に紫の小袖を被用候。殿中も如此候。p. 161

- 24) 經濟雜誌社翻刻 群書類從15輯武家部卷第411 奉公覚悟之事 p. 502

一 同三月中うす小袖たるべし。中略。又十月いの子には紫の小袖たるべし。男女ともに如<sub>レ</sub>此。

- 25) 統群書類從完成会編 統群書類從第14輯下巻第696 諸大名出仕記

一 赤き袷の事。是は廿計迄も依仁躰着候。赤き袷とハ。糸を蘇木にて染おりたる事にて候。又紅梅は糸を紅にて染申候。大略人目は同前

- えやうに見え候得とも。殊の外相替候也。p. 309  
とされ、紅梅と赤の相異を述べている。
- 26) 同上書 卷第687 伊勢備後守貞明覚悟記 p. 8  
伊勢貞明記 成立は1500年～1526年頃 伊勢流故実書
- 27) 経済雑誌社翻刻 群書類従15輯武家部卷第414 簾中奮記 p. 685  
一説によると伊勢貞陸の書。成立年代未詳。奥書に「東山殿の御台所妙善院殿の時の女房衆の事を記せるもの也」とある。
- 28) 同上書 p. 686
- 29) 同上書 卷第411 奉公覚悟之事 p. 502
- 30) 統群書類従完成会編 統群書類従卷第691 河村誓真聞書 p. 161
- 31) 同上書 卷687 伊勢備後守貞明覚悟記 p. 8  
一 しゃうそくの事。中略。又ぬめのこうはいの事。中略。おところは十五のとしまで被着候。但歳よりもせいたけ候ハ、しんしやく有へしと也。
- 32) 経済雑誌社翻刻 群書類従15輯武家部卷第414 簾中奮記 p. 686
- 33) 統群書類従完成会編 統群書類従卷第687 伊勢備後守貞明覚悟記 p. 8

- 34) 同上書 卷第691 河村誓真聞書 p. 162
- 35) 網野善彦著 異形の王権 平凡社 p. 29  
1986年
- 36) 網野氏は、『異形の王権』の中で、この点について、次のように指摘している。  
とはいえ、「娑婆羅」の全盛時代であったころの悪党のような華々しさはうかがわれない。中略。それは、こうした人々を「異類異形」として差別する社会の空気が、このころ次第に固まりつつあることと無関係ではなからう。  
p. 16

#### 参 考 文 献

- 二木謙一著：中世武家儀礼の研究，吉川弘文館，1985年
- 遠藤元男，山中裕編：年中行事の歴史学，弘文堂，1981年
- 桜井秀著：風俗史の研究，寶文館，1929年
- 網野善彦著：異形の王権，平凡社，1986年
- 諏訪春雄著：かぶき・娑婆羅精神の発生と美意識『国文学—解釈と鑑賞』，1973年，2月号
- 横井清著：無頼の装い，風流の意匠『中世民衆の生活文化』，東京大学出版会，1975年
- 辻善之助著：日本文化史Ⅲ・Ⅳ，春秋社，1951年